福島第二原発３号炉は、炉心溶融の可能性があり、一歩手前だった。しかし、本件伊方二号炉においての取り付けボルトのひび割れは、事故としての扱いもしていない。炉心溶融の可能性は日増しに高まっており、にもかかわらず、この重大な事態を招くことがらに対して、一切審査されていないことをもう一度強調しておく。本件伊方二号炉の増設に係る安全審査は、まったくのごまかしであり、本件伊方二号炉の設置許可は取り消されるべきである。（終）

（１頁から続く）すなわち「出力調整用制御棒の挿入でプラスの反応度が加わる」ということ。それを聞いているのになぜ答えられないのか。裁判長も釈明を促してほしい。どうしても答えられないというなら、証拠に作為的な訂正をしたといわざるをえない。

裁判長　その求釈明第12項についての被告の見解は？

被告　すでにのべた理由で、釈明の必要はないと判断している。

原告　なぜ、そう頑張るのか分からない。

裁判長　（被告に向かって）その証拠を検討し、説明を出してほしい。

こうしたやりとりの後、西園寺さんが立ち前前回から持ち越しの準備書面、つまり、チェルノブイリ事故についての国側主張への反論の陳述に入る。

西園寺さんは、チェルノブイリ災害がますます深刻化してきていることにふれ、「ひとの噂も75日どころか、飛行機の爆音や地震のたびに、ビクッとする日々を送っている」と、住民の心境を語り、また、被告が得意顔に証拠として出している原子力安全委員会の「チェルノブイリ事故報告書」は、災害の実相を究明していなかったことが明らかで、一体なんのための報告なのか、と厳しく追及。

そして、「日本の原子炉には自己制御性があるから」とか、「格納容器があるから」といった国側の主張のごまかしを指摘し、チェルノブイリ事故と本件許可処分とは全く関係ない、との国側の主張は、住民や裁判所を欺くためのもの、と断じて陳述を終わる。

さらに原告側は、今回の米軍ジェット機の墜落事故に関する準備書面（次号に掲載予定）を提出し、時間切れのために陳述を次回に送った。なお原告らは、その書面の分も含め、国側に釈明に応じるよう強く要求し、国側も「必要なものは釈明する」と答えざるをえなかった。

次回を10月12日（木）ときめ、閉廷。

会計報告　（'89.7/1〜7/31）

収　入	
会　費	38,000
ニュース購読料	109,200
カンパ	6,000
コピー代金	4,660
計	157,860
支　出	
ニュース印刷代	27,800
郵送料	11,456
振替手数料	880
２号炉公判援助金	30,000
資料費	6,087
ゼロックス・リース料	10,300
ゼロックス・コピー料	6,163
計	92,686
差　引	65,174
積立金合計	2,412,753

伊方訴訟ニュース

第192号
1989年８月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第38回公判

「証拠の作為的な訂正を認めるのか」釈明をサボる国側を厳しく追及

約２週間前に、米軍ジェット機が伊方原発南東約25キロの地点に墜落、炎上し、１年足らず前の米軍ヘリ墜落の悪夢がさめやらない愛媛県民を恐怖に陥れている最中に、今回の公判は開かれた。

ほぼ定刻どおりに開かれた公判廷では、まず、原告らを代表して近藤さんが立ち、次のように被告国側を厳しく追及した。

「前回私たちは、いくつかの点について求釈明し、裁判長も、検討するように要請していたのに、被告は何の文書も提出していないのはどうしたことか。釈明してほしい」と。

これに対し国側代理人は、「検討はしたが再度の釈明は必要ないと判断した」と答え、それでは釈明になっていないと追及する原告ら住民側との間で、裁判長も交えて、以下のようなやりとりが行なわれた。

原告　昨年の「出力調整実験」の際に、内田原子力安全委員長が、「出力調整は安全審査の対象」と明言しているのに、それを認めないのか。また、「伊方原発上空周辺は日・米軍機の訓練空域になっていない」と主張しているが、「周辺」とはどこかとの問いに答えられないのか。次回に答えたとしても、求釈明してから１年７カ月も経つ。こんなことでは裁判は進まないのではないか。

被告　１月20日付の書面で答えたこと以上に何も付け加えることはない。そのことを裁判所にも言っておきたい。

原告　お情けを乞うているのではない。知っていることを国民全部に明らかにするのはあなた方の義務ではないのか。

被告　従前から一定した方針でやってきている。我々は、早くから基本的な主張を提出しているのに、原告らは争点の定まらない主張を繰り返している。本件許可処分の適法性の主張と関係のない釈明には、今後とも一切答えない。

原告　すべて答えないのか。

被告　そうは言っていない。

裁判長　原告は疑問点を主張として展開されてはどうか。

原告　分からんことを専門家に聞くのがどうしていかんのか。誰でも裁判がやれるようにということを否定するのか。

原告　具体的に指摘したい。被告が証拠として出した四電の申請書には、次の内容の３行が脱落している。　（以下４頁左に続く）

原告準備書面

－福島原発再循環ポンプ事故の教訓－

（１９８９年４月２２日提出）

（その３）

六　再循環ポンプの大破損事故が本件原子炉の危険性を実証した。

福島第二原発３号炉の再循環ポンプの大破損事故は、東電の発表のように、溶接不良により一〇〇㎏の円板が脱落・破損して事故が始まったのではなく、取り付けボルトの緩みと脱落が原因であったこと、またポンプの停止がさらに遅れ、ポンプの高速回転中にもう一本のボルトが緩むか、または円板が脱落すれば、大口径配管の破断を経て、炉心溶融に至る可能性があったことを、実際に起こったボルトの事故で検証した。

本件伊方二号炉における一次冷却材ポンプの変流翼取り付けボルトのひび割れは、再循環ポンプの取り付けボルトの緩みとは逆のしめ過ぎが原因である。しかし、取り付けボルトのひび割れと緩みは同じ重大な結果をもたらす。今回、再循環ポンプそのものの破壊は辛うじて免かれたものの、ボルトの事故によって三〇㎏も削り取られた事実は大変重要である。

削り取られた三〇㎏の金属片は、原子炉まで流入し、金属片は原子炉圧力容器の底部から一〇個、ジェットポンプから一三個発見され、それは破損した羽根車の破片とみられ、原子炉圧力容器底部には金属の摩耗粉と思われるものもあった。また、七六四体ある燃料集合体のうち一二二体の下部から、金属片など異物が見つかっているが、ボルトと共に脱落した座金二個は、いまだに見つかっていない。そして、炉心溶融事故につながる可能性と、金属片が原子炉内まで入ったことで、燃料棒の破損から放射能が漏れる可能性もあり、制御棒の作動に支障が出たら大事故を起こすこともあり得た。

本件原子炉の取り付けボルトのひび割れは、緩みとは逆の現象であるが、ボルトがひび割れても、緩んでしまっても、たどる道は同じである。この重大な問題を避けて通ることは「原発の安全確保」を放棄しているとしか言いようがない。いみじくも、米国製である一次冷却材ポンプの安全性を監督しうるＮＲＣは言った。本件原子炉でも大事故が起こり得ると。

しかし、本件原子炉の一次冷却材ポンプの変流翼取り付けボルトのひび割れ、破断、緩み、脱落等に関する審査は何ひとつしていないという、まったくデタラメな審査である。一次冷却材ポンプの構造的欠陥、設計ミスがあらためて明確にあらわれたのである。

取り付けボルトの緩みから始まった福島第二原発３号炉の再循環ポンプの大破損事故は、起こるべくして起こった事故であった。たとえ一〇〇㎏の円板の溶接不良がなくても、取り付けボルトが緩めば大事故につながるということを証明した。

一九八八年九月一六日付提出の準備書面に記述した、一次冷却材ポンプの変流翼取り付けボルトのひび割れの結果生じる大事故について、まさに本件原子炉においても起こることが、この再循環ポンプの大破損事故によって見事に実証された。

七　むすび

一次冷却材ポンプの大破損事故を目の前にして、改めてポンプの重要性および重大性が再認識されたことは言うまでもない。

ポンプの取り付け場所が心臓部＝原子炉に近く、ポンプの不調や故障、それに事故が原子炉施設にあたえる影響は非常に大きい。一〇年前の炉心溶融を起こしたＴＭＩ事故が、ポンプの重要性、重大性をまざまざと見せつけ、今回また、福島原発が本件原子炉に対する教訓を与えた。

今年の三月二六日、ＮＨＫニュース・トゥデーで、ＴＭＩ原発の炉心の中を上部から水中カメラで写し出していた。炉心は残骸でいっぱいであり、燃料棒の四五％が溶け、その下はドロドロに溶けており、束になって燃料棒がポッキリと折れている姿が生々しく映し出されていた。ＮＲＣの元委員（長）は、「ＮＲＣの中で自分だけオオカミ少年になりたくないという心理的自己規制をしていた」と当時をふり返り、「起きてはならない事故」＝炉心溶融が現実に起こったことのすさまじさを語り、「我々は一〇年前、原発について何も知らなかったということである」と語り、一〇年後、事故の全容がやっとわかったのである。

この教訓を原告や住民が学ぶのはともかく、事業者はもちろんのこと、原発を推進してやまない「頭脳明晰」な国や県や町の推進者たちが真剣に学び、取りかえしのつかない放射能災害をもたらす原発から一刻も早く決別することである。
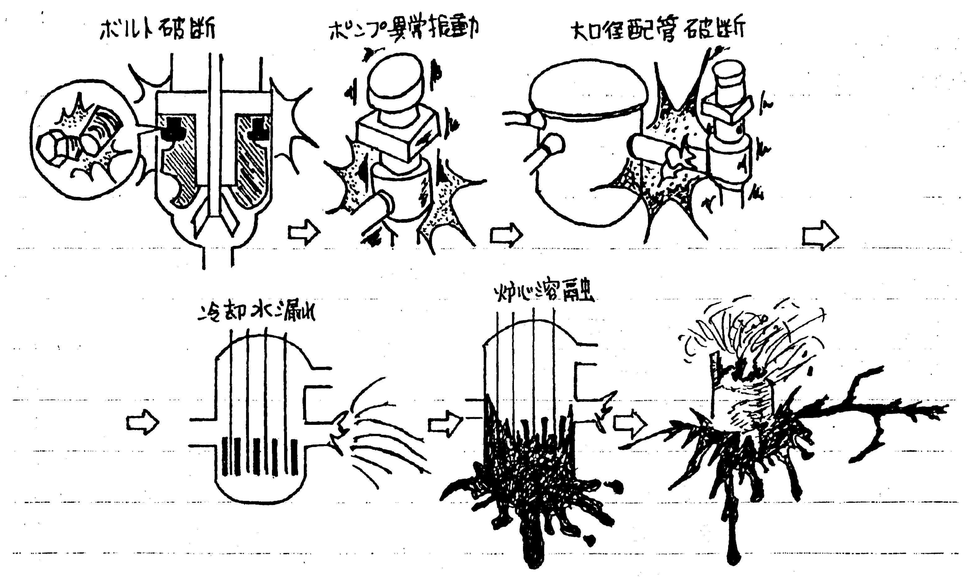
ここにあらためて、重大な影響をもたらす一次冷却材ポンプの変流翼取り付けボルトのひび割れや、ボルトの破断ならびに変流翼がはずれた場合、どういう状態をもたらし、どういう影響をあたえ、どういう結果を生じさせるか、ということについて、まとめの意味で次の図で示す。